

令和6年度

第2回文化センター運営審議会

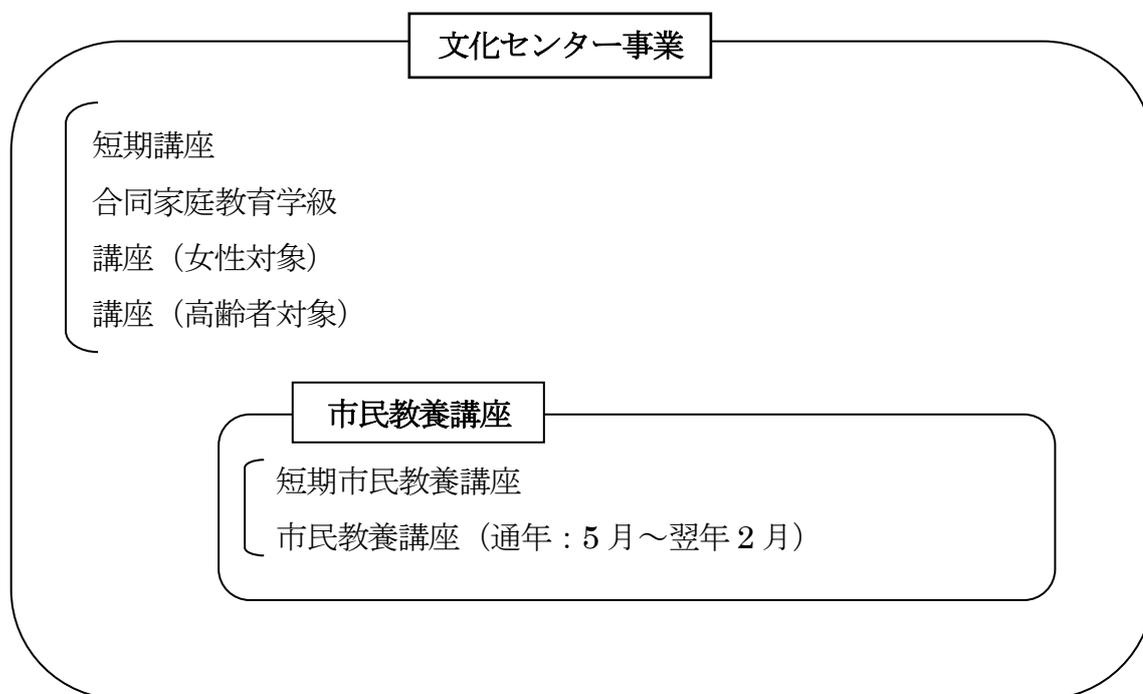


- 日時 令和6年12月18日(水)  
14時00分～
- 場所 防府市文化福祉会館  
3階4号 大会議室

# 令和6年度 第2回文化センター運営審議会

## 1 議 事

- (1) 議案第1号 令和6年度 文化センター事業実施状況報告 ……P. 1
- (2) 議案第2号 令和6年度  
文化センター市民教養講座・自主活動グループ作品展（計画） …P. 7
- (3) 議案第3号 令和7年度 文化センター事業計画（案） ……P. 8



# 文化センター運営審議会委員名簿

任期 令和6年6月1日～令和8年5月31日

氏名	役職	備考
岡本 早智子	防府市文化協会会長	
椎木 幸成	防府市自治会連合会副会長	
山崎 和代	防府市母親クラブ連絡協議会会長	
小幡 治生	防府市中学校校長会選出 (防府市立右田中学校校長)	
藤井 孝造	防府市子ども会育成連絡協議会会長	
中谷 哲	防府市小学校PTA連合会会長	
竹内 幹雄	防府市社会教育委員	
熊野 博之	防府市社会福祉協議会常務理事	監査

議案第1号

令和6年度 文化センター事業実施状況報告

文化センター短期講座

	講座名	開催日	講師	参加人数	参加者年代
I T 関 係	①ワードの基礎 定員：18人	6月3日(月) 6月6日(木) 10:00～正午	藤澤 佐和子	3日：17人 6日：14人	50～70歳 代以上
	②エクセルの基礎 定員：18人	7月8日(月) 7月11日(木) 10:00～正午	藤澤 佐和子	8日：17人 11日：16人	30～70歳 代以上
	③プログラミング学 習 定員：15人	8月31日(土) 9月1日(日) 10:00～正午	ソラール科学 教育指導員 岡本 興道	31日：17人 1日：14人	小学3年生 ～40歳代
	④SNSの基本的 な使い方を知ろう	11月21日(木) 10:00～11:30	ドコモショップ 防府店 内田 靖子	16人	40～50歳 代
	⑤パソコンでチラシ を作ってみよう	12月6日(金) 13:30～16:30	吉田 俱夫	16人	30～70歳 代以上
	⑥スマートフォン講 座 定員：各20人	別紙	ソフトバンク ス マホアドバイザー	別紙	別紙
	⑦スマートフォン講 座 定員：各20人	別紙	ドコモショップ 防府八王子店 スマホ教室講師	別紙	別紙
学 習 系	⑧三田尻の歴史と発 展 定員：30人	6月19日(水) 13:00～14:30	小山 良昌	33人	50～70歳 代以上
	⑨読書感想文を書こ う 定員：小学生15人	7月20日(土) 10:00～11:30	廣森 やす子	24人(小学 生16人、保 護者8人)	小学生～ 40歳代
	⑩気象災害から地球 環境を考える 定員：30人	7月24日(水) 10:00～11:30	一般社団法人 レベルフリー代表 坂本 京子	12人	40～70歳 代以上
	⑪夏休みこども工作 教室 定員：各回20人	8月3日(土) 8月4日(日) 10:00～11:30 13:00～14:30	防府市青少年科 学館 科学教育指導員 木田村 勉	3日：23人 4日：20人	小学生

	講座名	開催日	講師	参加人数	参加者年代
学習系	⑫ふるさと散策(三田尻編) 定員：15人	10月10日(木) 9:00～正午	市文化振興課 靱 雅子	12人	40～70歳 代以上
	⑬中原中也の詩の世界～『中也読本』が開く扉～ 定員：30人	10月24日(木) 10:00～11:30	中原中也記念館 館長 中原 豊	11人	60～70歳 代以上
	⑭聴いて笑って楽しく生きよう 定員：24人	11月7日(木) 10:00～11:30	元公立高等学校 校長 山崎 凱千	18人	50～70歳 代以上
	⑮がんにかかりにくい体 定員：30人	12月5日(木) 13:00～14:30	阿知須同仁病院 顧問 江里健輔 生涯学習課職員	27人	50～70歳 代
	⑯山頭火の生涯と代表的な句 定員：20人	12月20日(金) 10:15～正午	山頭火ふるさと館 学芸員 高張 優子	未	未
生活文化	⑰ハーブ講座 定員：15人	6月29日(土) 13:30～15:30	日本園芸療法学会認定 上級園芸療法士 熊安 悦子	15人	2歳～60代
	⑱浴衣の着付け簡単レッスン 定員：20人	7月20日(土) 13:30～15:30	多田 悦子	11人	小学生～ 70歳代
	⑲ハーブ講座 定員：15人	7月20日(土) 13:30～15:30	日本園芸療法学会認定 上級園芸療法士 熊安 悦子	8人	60代～80歳代
	⑳ハーブ講座 定員：15人	9月21日(土) 13:30～15:30		13人	小学生～ 80代
	㉑ハーブ講座 定員：20人	11月16日(土) 13:30～15:30		19人	30代～84代
	㉒お正月アレンジ料理教室 定員：15人	12月2日(月) 9:30～12:00	付田 典子	15人	40～70歳 代
	㉓親子料理教室「クリスマスケーキ作り」 定員：12人	12月7日(土) 9:30～12:00	荒瀬 玲子	13人	小学生親子
	㉔学ぼうやセミナーワークショップ(ポップアップカードづくり)	7月28日(日) 13:00～15:00	生涯学習課職員	6人	小学生～

令和6年度文化センター短期講座 別紙

講座名	No.	開催日	時間	内容	定員	講師	参加人数	参加者年代
⑥スマートフォン講座	1	6月20日(木)	13:30~15:10	①情報格差を解消!楽しく学べるスマホ体験	20	ソフトバンク スマホアドバイザー	13	60代~70代
	2	7月17日(水)		⑤スマホで始めよう!防災の備え 防災に役立つアプリの紹介と体験	20		14	60代~70代
	3	8月21日(水)		②初めて触る!スマートフォン体験 スマホの「楽しさ」・「便利さ」を 体験	20		7	60代~70代
	4	9月20日(金)		③スマホデビューからもう一歩! LINEとスマホ決済を活用しよう	20		12	60代~80代
	5	10月16日(水)		④スマホデビューからもう一歩!動 画とカメラを活用しよう	20		18	50代~80代
	6	11月22日(金)		スマホデビューからもう一歩! Google, マップ、スマホ決済	20		19	50代~80代
	7	12月20日(金)		①情報格差を解消!楽しく学べるス マホ体験	20			
	8	1月15日(水)		②初めて触る!スマートフォン体験 スマホの「楽しさ」・「便利さ」を 体験	20			
	9	2月21日(金)		③スマホデビューからもう一歩! LINEとスマホ決済を活用しよう	20			
	10	3月14日(金)		スマホデビューからもう一歩! Google, マップ、スマホ決済	20			
⑦スマートフォン講座	1	9月26日(木)	10:30~11:30	デジタルリテラシーを身につけて安 心・安全にインターネットを楽しも う	15	ドコモショップ 防府八王子店 スマホ教室講師 石丸 麻理奈 さん	14	50~80代
	2	10月23日(水)		アプリのインストール方法	20		15	60~90代
	3	11月28日(木)		マイナポータルの活用方法	20		13	60~70代
	4	12月26日(木)		インターネットを使ってみよう	20			
	5	1月23日(木)		スマートフォンを安全に使うための ポイント	20			

講座の写真

①		②	③
④		⑤	⑥
⑦		⑧	⑨
⑩		⑪	⑫
⑬		⑭	⑮
⑯	未	⑰	⑱

①9		②0		②1	
②2		②3		②4	

## 合同家庭教育学級

日 時 ・ 講 師 ・ 参 加 者	<p>令和6年9月26日(木) 10:00～11:30</p> <p>「子どもを伸ばす子育てについて」</p> <p>山口市立大海小学校</p> <p>校長 <small>こうだ りょういち</small> 江田 良市</p> <p>市内各公民館家庭教育学級生、社会教育指導員、教育委員会関係者</p>	<p>参加者：42人</p> <p>文化福祉会館 3階4号</p>
---	---	---------------------------------------

## 「女性の防犯対策について」(講座：女性対象)

日 時 ・ 講 師 ・ 参 加 者	<p>令和6年10月19日(土) 13:00～14:30</p> <p>・わいせつ被害防止、不審者対策、うそ電話詐欺への対応等、 防犯に関する講演</p> <p>山口県警察本部 犯罪被害防止アドバイザー 山本 学</p> <p>市内各公民館女性学級生、一般市民、教育委員会関係者</p>	<p>参加者：8人</p> <p>ルルサス文化センター 交流室1</p>
---	---	--

## 「口腔ケアに関する健康教育」(講座：高齢者対象)

日 時 ・ 講 師 ・ 参 加 者	<p>令和6年11月16日(土) 13:00～14:30</p> <p>・歯ブラシの選び方とブラッシング方法、オーラルフレイルの予防、 認知症の予防等についての講演</p> <p>山口県 歯科衛生士会 会長 今田 千恵美</p> <p>市内各公民館高齢者教室生、一般市民、教育委員会関係者</p>	<p>参加者：11人</p> <p>ルルサス文化センター 交流室1</p>
---	--	---

# 議案第2号

令和6年度

## 文化センター市民教養講座・自主活動グループ作品展（計画）

1 日時・場所

令和7年3月2日（日） 10時～15時 （令和6年度生涯学習フェスティバル）  
防府市役所新庁舎

2 出展予定団体 6団体

着物リメイク

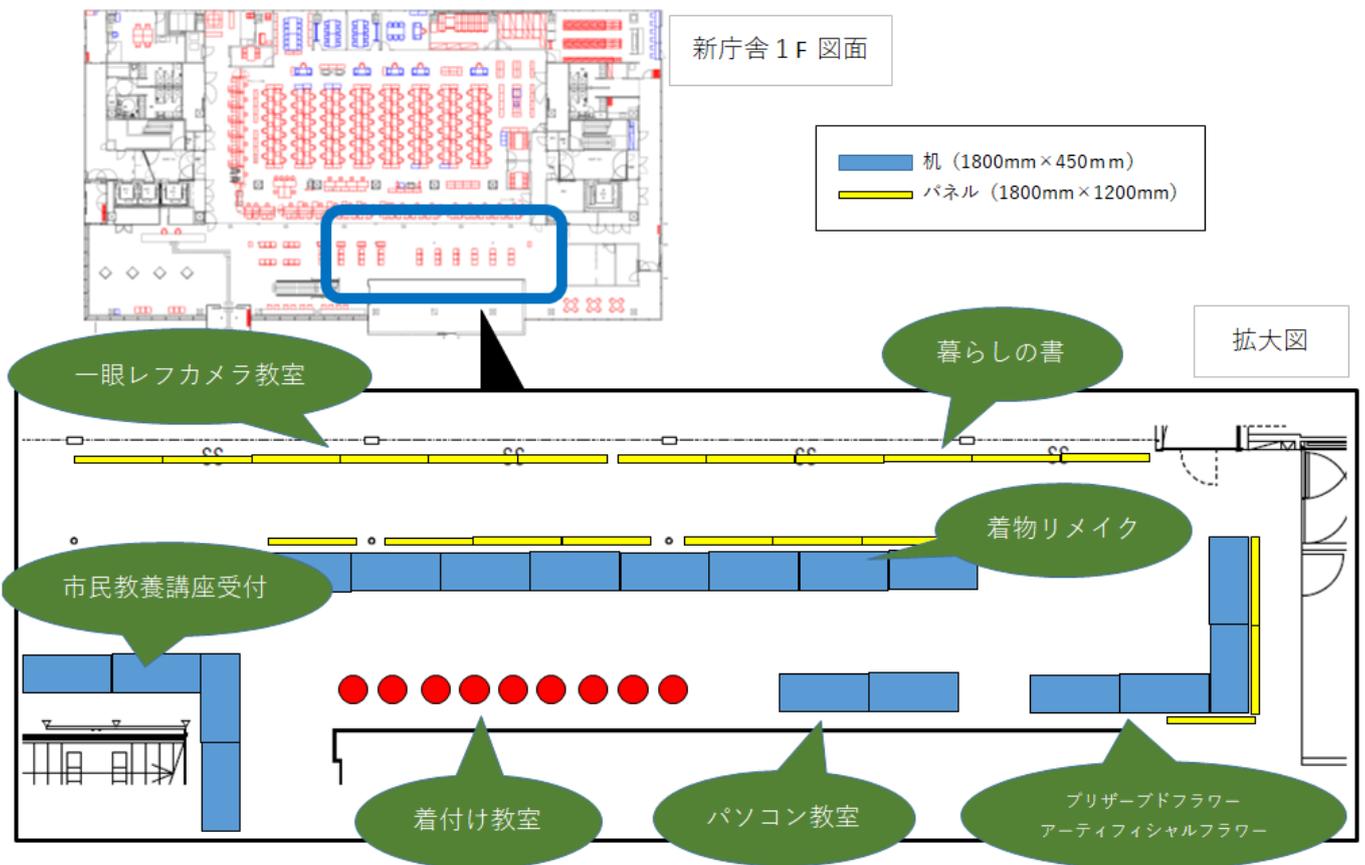
暮らしの書

着付け教室

デジタル一眼レフカメラ講座

パソコン教室

プリザーブドフラワーアーティフィシャルフラワーアレンジメント



## 議案第3号

### 令和7年度 文化センター事業計画（案）

令和7年度文化センター事業は、(案)のとおり計画しています。

文化センター短期講座
------------

令和7年度(案)

講座種別	講座数等
IT関係講座	20回程度
歴史・文学等、学習系講座	10回程度
生活文化、趣味系講座	10回程度
計	40回程度

合同家庭教育学級
----------

【目的】

市内各公民館の家庭教育学級生及び市民が、これからの家庭教育や子育てのあり方について学ぶ。

令和7年度(案)

	演題	講師	会場
1	(未定)	子育てアドバイザー 熊丸 みつ子	防府市文化センター

過去10年間の演題一覧

年度	演題	講師	会場	参加人数
6	子どもを伸ばす子育てについて	山口市立大海小学校 校長 江田 良市	文化福祉会館 3階4号	42名
5	10歳までの家庭教育のポイント	山口大学大学院教育学 学研究科准教授 川崎 徳子	文化福祉会館 3階4号	55名
4	家庭でできる性教育	河野美代子 (産婦人科医)	文化福祉会館 3階4号	40名
3	家庭でできる性教育	河野美代子 (産婦人科医)	文化福祉会館 3階4号	中止
2	家庭における健康教育	農林水産省近畿農政 局和歌山支局 中尾 卓嗣	文化福祉会館 3階4号	40名
令和元	笑って元気 家族の絆・親子の絆・ 地域の絆	元大分県佐伯市教育 委員会教育委員長 宮明 邦夫	文化福祉会館 3階4号	67名
平成 30	思春期の子どもをもつ親たちへ 伝えたい	子育てアドバイザー 熊丸 みつ子	文化福祉会館 3階4号	69名
29	～長州八策～ 親が変わる、子が 変わる、支援者が変わる (ペアとれ基礎研修)	防府海北園 園長 岩城 淳	文化福祉会館 3階4号	65名
28	家庭教育で大切にしたいこと	前中関幼稚園長 篠原 正義	文化福祉会館 3階4号	65名
27	いのち・子どもに聴く ～家庭・地域・学校による共育～	京都産業大学 教授 柴原 弘志	文化福祉会館 3階4号	67名

講座(女性対象)

【目的】

市内公民館の女性学級生と市民が共通のテーマについて学ぶ時間とする。

令和7年度(案)

※実技や体験活動の場がない場合、話し合いや討議の時間を入れたい。

	演題	講師
1	肌美人はおなかから	山口ヤクルト販売
2	介護についての理解	高齢福祉課(地域包括支援センター)
3	賢い収納整理のあり方	収納整理アドバイザー
4	高齢期の病気と予防	高齢福祉課(地域包括支援センター)
5	自他共に大切にできる人の輪(和)づくり	門田 美和子

過去4年間の演題一覧

年度	演題	講師	会場	参加人数
6	女性の防犯対策について	山口県警察本部 犯罪被害防止アドバイザー 山本 学	ルルサス文化 センター 交流室1	8名
5	はじめよう生涯学習 地域連携教育の充実	山口県教育庁地域連携教育推進課 指導主事 福井 貴己	文化福社会館 3階4号	36名
4	公民館活動の活性化をめざして ～女性(婦人)学級を中心として～	油谷中央公民館長・向津 具公民館長・宇津賀公民 館・ラポールゆや館長 岡野 富司雄	文化福社会館 3階4号	44名
3	知っておきたい感染症の話	山口県山口健康福祉セン ター防府支所 保健師 渡辺 英子	文化福社会館 3階4号	36名

講座(高齢者対象)

【目的】

市内公民館の高齢者教室生と市民が共通のテーマについて学ぶ時間とする。

令和7年度(案)

※実技や体験活動の場がない場合、話し合いや討議の時間を入れたい。

	演題	講師
1	口腔ケアに関する健康教育	山口県歯科衛生士会 会長 今田 千恵美
2	生きがいづくり(趣味を豊かに) 日々を楽しむ(仮題)	篠原 正義
3	シニア世代とボランティア活動 を通じた地域づくり(仮題)	社会福祉協議会職員 ボランティア アドバイザー
4	防災と地域・自治会(仮題) ～近所付き合いの大切さ～	防府市消防本部 防災危機管理課
5	認知症を防ぐ	防府市高齢福祉課 (地域包括支援センター)

過去4年間の演題一覧

年度	演題	講師	会場	参加 人数
6	口腔ケアに関する 健康教育	山口県歯科衛生士会 会長 今田 千恵美	ルルサス文化 センター 交流室1	11名
5	公民館活動の活性化をめざして～高齢者教室を中心として～	周南市三丘市民センター 主事 内山 慧祐	文化福祉会館 3階4号	32名
4	公民館活動の活性化をめざして～高齢者教室を中心として～	油谷中央公民館長・ 向津具公民館長・宇 津賀公民館長・ラポー ルゆや館長 岡野 富司雄	文化福祉会館 3階4号	荒天(積雪・凍結等) により中止
3	自分らしいエンディングを実現する	防府市玉林寺住職 佐々木 覚全	文化福祉会館 3階4号	37人

令和7年度 ルルサス文化センター 市民教養講座募集一覧(案)

	講座名	講師	曜日	時間	定員	受講料(半期)	材料費
	1 英会話(初級)	トム・テイラー/ ポール	毎週金	10:45～12:15	20	10,000円	約2,000円(テキスト代)
	2 初めてのフランス語	メルル・セブリース	毎週水	19:30～21:00	20	10,000円	半期1,500円(テキスト代)
	3 小学生英会話(1・2・3年生)	トム・テイラー	第1・3土	9:30～10:30	20	5,000円	約4,000円程度(テキスト代)
	4 英文法をもう一度	松永 哲矢	毎週月	10:30～12:00	15	10,000円	半期1,000円(資料代)
新	5 Word基礎とExcel基礎 ①	吉田 倶生	毎週水	10:10～11:40	16	10,000円	約4,000円(テキスト代) 半期約300円
新	6 Word基礎とExcel基礎 ②	吉田 倶生	毎週水	13:00～14:30	16	10,000円	約4,000円(テキスト代) 半期約300円
新	7 Word基礎とPowerPoint基礎	吉田 倶生	毎週金	10:10～11:40	16	10,000円	約4,000円(テキスト代) 半期約300円
	8 デジタル一眼レフカメラ講座	於土井 豊昭	第3水	9:30～11:30	22	2,500円	毎月100円(資料・コピー代)
	9 初めての洋裁(着物リメイク)	田中 ヨシ子	第2・4水	13:00～15:00	20	5,000円	毎月500円(コピー代)
	10 気軽に楽しむ! 着物&マナー(午前)	多田 悦子	第2・4木	10:00～12:00	20	5,000円	1,500円(テキスト代) ※新規の方のみ
	11 気軽に楽しむ! 着物&マナー(夜)	多田 悦子	第3水	19:00～21:00	20	2,500円	1,500円(テキスト代) ※新規の方のみ
	12 気軽に愉しむ朗読講座	北川 加寿美	第2・4金	14:00～16:00	12	5,000円	半期1,500円程度(テキスト代ほか)
	13 暮らしの書(漢字・かな文字・ペン習字など)	山田 梓江	第2・4土	10:00～11:30	25	5,000円	半期4,000円(コピー代含む)
新	14 童謡・唱歌を味わう	松永 哲矢	第2水	10:30～12:00	20	2,500円	半期250円(資料代) 著作権料100円
新	15 五線譜なしでギターのように弾くピアノ	松永 哲矢	第2・4土	10:30～12:00	12	5,000円	半期500円(資料代) 著作権料100円
	16 はじめてのギター	松永 哲矢	第2・4土	13:00～14:30	12	5,000円	半期500円(資料代) 著作権料100円
	17 はじめてのウクレレ	松永 哲矢	毎週金	13:00～14:30	15	10,000円	半期1,000円(資料代) 著作権料100円
	18 カラオケ講座	尾中 慶輝	第1・3金	10:00～12:00	20	5,000円	半期500円(CD/資料代) 著作権料100円
	19 男性料理教室	天王 聡子	第1水	9:30～12:00	12	2,500円	毎月800円(材料代)
	20 女性かんたん料理	近藤 京子	第3水	10:00～12:30	12	2,500円	毎月800円(材料代)
	21 男性かんたん料理	近藤 京子	第2土	10:00～12:30	13	2,500円	毎月800円(材料代)
	22 親子で作るパンとお菓子① (小学生と保護者)	※ 荒瀬 玲子	第3土	10:00～12:00	7組	2,500円	親子で毎月700円(材料代) ※欠席の場合も要材料代
	23 親子英語リミック(1歳～2歳)	※ 藤井 未麻	第2・4月	10:00～11:00	8組	5,000円	初回200円(材料代) 著作権料100円
	24 親子英語リミック (幼稚園年々少～年中)	※ 藤井 未麻	第2・4月	15:30～16:30	8組	5,000円	初回200円(材料代) 著作権料100円
	25 親子英語リミック (幼稚園年長～小学1年生)	※ 藤井 未麻	第2・4月	16:30～17:30	8組	5,000円	初回200円(材料代) 著作権料100円
新	26 骨盤スリムヨガ (お子様連れOK・託児なし)	松永 瞳	第2・4金	14:00～15:30	15	5,000円	著作権料100円
新	27 やさしいエアロビクス&親子ヨガ	※ 松永 瞳	第2土	10:00～11:00	8組	2,500円	著作権料100円
	28 今から始める! 10年先の健康・体づくり	殿塚 有希子	第3水	13:30～15:00	15	2,500円	著作権料100円
	29 朝の運動～コンディショニング～	殿塚 有希子	第3木	9:30～10:30	15	2,500円	著作権料100円
	30 50歳からの筋力運動	殿塚 有希子	第3木	10:40～11:40	15	2,500円	著作権料100円
新	31 夕方の運動	殿塚 有希子	第3木	18:00～19:00	15	2,500円	著作権料100円
	32 楽しいフラダンス	江田 真由美	第2・4水	13:30～15:00	15	5,000円	年間550円(CD代) 著作権料100円
	33 ヨガウォーキング	山崎 和雄	毎週木	14:00～15:30	30	10,000円	著作権料100円
	34 社交ダンス	渡邊 富保	第2・4水	19:00～20:30	20	5,000円	著作権料100円

募集講座:34講座(新規8講座)

※親子それぞれに受講料、申込金が必要。

## 公民館とは…

### 公民館の目的について

公民館は社会教育法（以下「法」という。）に規定され、その目的は法第20条に「住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与すること」とあり、法第21条に基づき市町村が設置します。文化センターは、ルルサス文化センターと緑町文化センターから構成され中央公民館に位置づけられています。

### 公民館の事業について

公民館の事業については、法第20条の目的を達成するために、法第22条において、以下のように定められています。

- 第22条 公民館は、第20条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。
- 一 定期講座を開設すること。
  - 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
  - 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
  - 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
  - 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
  - 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

文化センターでどのような事業を行っているかご紹介します。

#### 一 定期講座を開設すること。

→ 市民教養講座及び短期市民教養講座を毎年開催している（5月～翌年2月）。

#### 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。

→ 合同家庭教育学級、女性学級及び高齢者教室運営委員長・副委員長研修会を行っている。また生涯学習フェスティバルにおいて、文化センター市民教養講座作品展を開催している。

#### 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。

→ 生涯学習相談コーナーや人権教育ビデオ等を備えている（ホームページに一覧あり）。

#### 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。

→ 市民教養講座で毎年運動系の講座を募集している。

#### 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。

→ 講座の講師を青少年科学館の指導員に依頼するなど、各種団体との連携を取っている。

#### 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

→ 自治会や社会教育団体等に集会・総会などの会場として貸し出している。

### 公民館運営審議会について

法第29条及び防府市公民館設置及び管理条例第4条に基づき、「防府市文化センター運営審議会」を設置しています。公民館長の諮問機関として、「公民館における各種事業の企画実施につき調査審議する」役割を担っています。

防府市文化センター運営審議会は、8名の委員からなり、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者、各種団体の代表者に委嘱しています。

### 運営に関する評価の実施について

公民館は、法32条において、「当該公民館の運営について評価を行い、その結果に基づき、公民館の運営の改善を図るため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない」とされています。

文化センターにおいても、毎年度の事業の状況について、運営審議会で見解をいただきながら自ら点検及び評価を行い次年度へ反映させ、事業の水準の向上を図るよう努めています。

### 公民館の設置・運営のための基準

公民館の健全な発展のために、公民館の設置運営上必要な基準が、文部科学省によって定められています。現在の基準には、以下の事項が掲げられています。

公民館の運営については、第7条及び第10条に定められています。

「公民館の設置及び運営に関する基準」(2003(平成15)年告示)

- ・対象区域
- ・地域の学習拠点としての機能の発揮
- ・地域の家庭教育支援拠点としての機能の発揮
- ・奉仕活動・体験活動の推進
- ・学校、家庭及び地域社会との連携等
- ・地域の実情を踏まえた運営
- ・職員
- ・施設及び設備
- ・事業の自己評価等

○社会教育法

（昭和二十四年六月十日）

（法律第二百七号）

（目的）

第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（公民館の設置者）

第二十一条 公民館は、市町村が設置する。

- 2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人（以下この章において「法人」という。）でなければ設置することができない。
- 3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

（昭三四法一五八・平一八法五〇・一部改正）

（公民館の事業）

第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

（昭二八法二一一・平一一法八七・一部改正）

関係法令等（抜粋）

（公民館運営審議会）

第二十九条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

- 2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

（昭三四法一五八・平一一法八七・一部改正）

第三十条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会（特定公民館に置く公民館運営審議会の委員にあつては、当該市町村の長）が委嘱する。

- 2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

（昭三一法一六三・平一一法八七・平一三法一〇六・平二三法一〇五・令元法二六・一部改正）

（運営の状況に関する評価等）

第三十二条 公民館は、当該公民館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき公民館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（平二〇法五九・全改）

（運営の状況に関する情報の提供）

第三十二条の二 公民館は、当該公民館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該公民館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

（平二〇法五九・追加）

○防府市公民館設置及び管理条例

昭和三十九年三月三十一日

条例第三十号

（連絡等にあたる公民館）

第三条の二 前条第一項に規定する防府市文化センターは、同項に規定する他の公民館の連絡等にあたる公民館とする。

- 2 前項に規定する連絡等にあたる公民館は、当該公民館の事業のほか、公民館相互の連絡調整に関する事業その他個々の公民館で処理することが不相当と認められる事業を実施するものとする。

（昭五七条例二五・追加、令四条例二二・一部改正）

（公民館運営審議会）

第四条 法第二十九条第一項の規定により、第三条に定める公民館に公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、八人以内とする。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから、防府市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。
  - 一 学校教育及び社会教育の関係者
  - 二 家庭教育の向上に資する活動を行う者
  - 三 学識経験のある者
  - 四 各種団体の代表者
- 4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員が第三項に規定する者に該当しなくなつた場合又は特別の事情が生じた場合には、教育委員会は、その任期中であつてもこれを解嘱することができる。

（平元条例一一・全改、平二条例一〇・平一二条例二〇・平二四条例一四・一部改正）

○防府市公民館設置及び管理条例施行規則

昭和三十九年三月三十一日

教育委員会規則第二号

（委員長及び副委員長）

第五条 公民館運営審議会（以下「審議会」という。）に委員長及び副委員長各一人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

- 2 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。
- 3 委員長は、会議の議長となり議事を整理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（昭五〇教委規則九・全改、平三〇教委規則四・旧第四条繰下）

（審議会の招集）

第六条 審議会の会議は、委員長が招集する。

- 2 審議会の招集は、委員に告知して行う。

（昭五〇教委規則九・全改、平三〇教委規則四・旧第五条繰下）

（議事手続）

第七条 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

- 2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

（平三〇教委規則四・旧第六条繰下）

（関係人の出席）

第八条 審議会は、必要と認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

（平二八教委規則五・一部改正、平三〇教委規則四・旧第七条繰下）

（その他）

第九条 この規則に定めるもののほか、審議会の議事手続その他運営に関して必要な事項は、審議会が定める。

（平三〇教委規則四・旧第八条繰下）

○公民館の設置及び運営に関する基準

（平成十五年六月六日）

（文部科学省告示第百十二号）

（地域の実情を踏まえた運営）

第七条 公民館の設置者は、社会教育法第二十九条第一項に規定する公民館運営審議会を置く等の方法により、地域の実情に応じ、地域住民の意向を適切に反映した公民館の運営がなされるよう努めるものとする。

2 公民館は、開館日及び開館時間の設定に当たっては、地域の実情を勘案し、夜間開館の実施等の方法により、地域住民の利用の便宜を図るよう努めるものとする。

（事業の自己評価等）

第十条 公民館は、事業の水準の向上を図り、当該公民館の目的を達成するため、各年度の事業の状況について、公民館運営審議会等の協力を得つつ、自ら点検及び評価を行い、その結果を地域住民に対して公表するよう努めるものとする。